

**大分市自治基本条例検討委員会 第13回理念部会 議事録**

日 時 平成23年2月1日(火) 15:00～17:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

**【委員】**

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、村田 英明  
の各委員(計6名)

**【事務局】**

企画課長 玉衛 隆見、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、  
同主査 阿部 美剛 (計5名)

**【プロジェクトチーム】**

(企画課長 玉衛 隆見)

**【オブザーバー】**

総務課法制室 室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明

**【傍聴者】**

次 第

1. 開会
2. 議 事
  - (1) 市民意見交換会結果に係る検討について
  - (2) その他

**< 第13回 理念部会 >**

事務局	それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第13回理念部会を開催いたします。 本日の部会は、前回1月11日の議論を受けてのものでございます。議論の経緯をまとめた資料をご用意しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。 基本的には、この資料の中のパブリックコメントに対する意見や、部会の方向性を出す必要がある点について議論をしていただき、それ以外のものは、あ
-----	---

くまで「確認」をしていただければ、ということによろしいかと思えます。  
具体的には、資料中に青で星印をつけた項目がございますが、こちらを中心に  
ご議論いただくということになります。

それでは、星印のついた項目を順にご紹介します。まず、パブリックコメン  
トに係るものですが、2ページの前文に係るものの(3)と(4)があります。

前回部会としての意見も出ておりますので、事務局として、回答案を作って、  
添えております。この内容によろしいかどうかをご確認いただければと思いま  
す。

次に4ページをお開きください。「子ども」の定義に係るものの(1)につい  
ても同様にご確認をいただきたいと思えます。

また、10ページに理念部会だけということではなく、全体に係るパブリッ  
クコメントに対する意見案を添付しております。

前回の部会では、この部分については理念部会で十分議論が出来ておりませ  
んでしたが、他部会の議論も踏まえ、事務局で案を整理しておりますので、こ  
の内容によろしいか、ご確認いただきたいと思えます。

パブリックコメントについては以上で、続きまして、6ページの意見であり  
ますが、語句の「協働」の定義の文中の「課題解決」という表現について「事  
務的ではないか」というご指摘がありましたので、事務局案をお示ししてあり  
ます。

内容的には同じようなものとなっておりますが、表現について部会としてどの  
ようにするのが良いかをご検討いただければと思えます。

最後に、追加意見が出ました、「人権」に係る表現につきましては、7ペー  
ジの「基本理念」、8、9ページの「基本原則」について、事務局案をお示しして  
おります。

まずは、8ページの市民総参加の原則の表現についてご議論いただき、この  
後、7ページ、9ページの「人権」に係る部分についてご議論していただけれ  
ばと思えます。

それでは、進行を部会長さんをお願いいたします。

部会長

はい、充実した整理をしていただきましてありがとうございます。大分、簡  
単な問題は済んで、難しい問題が残っているかもしれませんが、がんばってい  
きたいと思えます。

特に今日、意識しておかなくてはいけないのは、パブリックコメントに対し  
てどういう見解を用意するかということが一番大きなポイントになろうかと思  
いますので、それから始めて、その他の項目については概ね話し合いが済んで  
いますので、最終案を確認していくというような作業で進みたいと思えます。

まず、パブリックコメントについて、もう少し詳しく説明をしていただけま  
すか。

事務局

それでは、事務局案についても併せて補足の説明をいたします。2ページを  
お開きください。パブリックコメントで「『16世紀の偉人に誇り』というのは  
前文の趣旨からしてふさわしくないのではないか」、「少し踏み込みすぎている」  
というようなご意見がございました。

<p>部会長</p>	<p>委員の皆さんのご意見の中には、「『16世紀に国際交流都市を築いたということを始めとして、先人の偉業を』というふうに、例えの一つとしてストーリーを描けないか」であるとか、「『16世紀』からの記述は、大友氏だけをイメージしたのではない」というご意見がございましたので、事務局案といたしまして、「『16世紀』からの記述は、大友氏などの特定の個人や時代だけをイメージしたものではなく、大分という地に国際交流都市を築くことができた風土や、それを受け入れることができた先人の功績を誇りとすることを意図していますが、今後とも、より適切な表現について、検討委員会の中で議論してまいりたいと考えております」というようなものが回答案になるのではないかと思います、作成しております。これについてご意見をいただければと思います。</p> <p>この「16世紀」については、今、話があったこと以外にも、私の耳にもチョコチョコと、公式発言ではない、いろいろな意見が飛び込んで来ている部分もあるんですけど、「16世紀だけじゃないじゃないか」とか、「大友宗麟だけじゃない」とか、「16世紀に的を絞って、大分が浮き彫りになるとは限らない」とか、そういう意見がありますので、前文についてはかなり隠れた修正意見があるような気がするんです。</p> <p>こちら辺を、事務局案も含めてご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局案で言っていることは、ほぼこれで良いんだけど、「なぜ、16世紀に国際交流都市を大分に作ることが出来たことが特筆されるべきか」ということに触れていないんだよ。</p> <p>それはなぜかと言うと、それ以前もそれ以後も、「中央政権によって国際交流都市が築かれた」例はあるけれども、「地方政権で国際交流都市が築かれた」のは、この時期だけなんだ。その日本の歴史上の大きな特筆すべきトピックなんだよね。</p> <p>例えば、奈良が国際交流都市となっていた時も、今の神戸、昔は福原と呼ばれていた時代の平氏が作った国際交流都市も、それは全て中央政権が作ったものなんだな。</p>
<p>部会長</p>	<p>こちら辺は、大分の人が今まで十分、光を当ててこなかった部分かもしれないですよ。「赤猫根性」とか「群雄割拠」とか「小藩分立」とかね、そういう言葉だけが目の前をうろうろしているんだけど、「大分はこうなんだ」という核心に触れたようなことって、私は大分に引っ越してきてからあまり聞いたことが無いんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>大分には、大友宗麟を快く思っていないというのもあると思うんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>あると思いますよ。大分市内はわからないけれど、県北や県南とかに行くとそういうのがあるようですね。</p>
<p>部会長</p>	<p>だから、16世紀に国際交流都市が大分でできあがった別の要素があれば、華々しいストーリーがあれば良いんだけど...、何か割り切れていないような</p>

	<p>感じがするね、こういう話があると。</p>
委員	<p>「16世紀」は取っても文意はつながるんだけど、そこを取ると、今、僕が言った「日本史上のトピックだ」というところが抜けてしまいますのでね。</p>
副部会長	<p>これをぼかして「中世」と言ったらだめなのかしら。</p>
委員	<p>それは良いんですけどね。</p>
部会長	<p>そういうのが全体会の席上で話題になる可能性はありますよね。この間、ある委員さんも「小藩分立はマイナスイメージばかりじゃなくて良いこともあったんだ」というようなことを言われていたから、何を指しているかはわからなかったんだけど、そういう議論は結構あるんですよ。</p>
委員	<p>文化の多様性ということ、特に民族文化の多様性の保存ということから言えば、「小藩分立」というのは非常に効果があったと思いますよ。例えば大分市内だけでも、祭り太鼓の拍子なんかは何種類もあって、大分川を挟んで東と西では全然違いますよ。そういったものが少なくとも今まで残っていますのでね、それは「小藩分立」の置き土産ですよ。</p>
部会長	<p>でも「小藩分立」をマイナスイメージで使う人も多いんですよ。だから大分人は仲良しにならないんだとかね…。</p> <p>事務局案についてはよろしいですか、こういう説明の仕方です。この「より適切な表現について」というのは何か思い浮かぶものはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この前文については、後々の最終的なところまで議論を引きずると思うんですね。</p>
部会長	<p>最後まで議論が出て、最後の最後にできあがるという形になるというわけですね。</p>
事務局	<p>ですから、パブリックコメントをされた市民に対する答えだけでなくですね、どちらにしても検討委員の皆さんが全員で「これで良いでしょう」というのは最後の方だと思うんです。</p> <p>となりますと、今後ともこの表現が良いのかどうかというですね、先ほどの話の「この時代だけが地方が国際交流都市を作ったんだ」というところが受け入れられるかどうかというのも未知数の話ですので、「今後ともより良い表現、適切な表現を検討」と言うしかないのかなと思いますけれど。</p>
部会長	<p>最後までこの問題が残るとするのは覚悟しておかないといけないということですね。</p>
委員	<p>一番最後に前文が大きく変わる可能性が出てくるのは、条例の名称によるで</p>

	<p>しょう。条例の名前が決まった段階で、大きく変化する可能性が出て来るでしょう。</p> <p>ただ、文章というものはいじり始めたらきりがありませんから、だから「このフレーズだけは絶対入れて欲しい」というのがあれば、それがうまく当てはまるような文脈を考えれば良い、「このフレーズを外せ」というのがあれば、それを外せるかというのを検討するという形にしておかないと、推敲というのはきりがありませんから。</p>
部会長	<p>そういうことで、心積もりはしておかなければいけないということになるとと思いますが、それでは先に進みますが、次の星印、「郷土愛、家族の絆を追加できないか」というパブリックコメントの指摘についてはいかがですか。</p>
事務局	<p>こちらは前回の部会で、「これについては良いでしょう」という一言で終わってしまっていたと思います。</p> <p>事務局といたしましては、「前文の検討の当初から、この条例を検討していくには、大分市民として『ふるさと大分』を愛しているという前提が重要であるという議論や、先人から受け継いだ愛すべき大分を次世代に引き継いでいくという世代間の『絆』を大切にするとといった議論がされており、指摘にあるような想いは前文に込められていると考えております。</p> <p>ただ、「前文については今後とも議論が継続されるものと考えており、この中でより良い表現についても検討してまいりたいと考えております。」ということの良いのかなという考えで、この案を作っております。</p>
部会長	<p>私は市民意見交換会でのやり取りを見ていて、改めて感じたのは、この頃「家族の絆」ということについて随分、力点が入りだしたのかなと。ということは、世の中が家族の絆があまりにもお粗末になってきたことの反省みたいなものが少しずつ増えてきているのかなという感じがちょっとしたんですけれども。</p> <p>だから、ここら辺の人と人とのつながり、家族以外のつながりも含めて、強調したいような気持ちになっている人が多いんじゃないかなと思うんですけれどもね。</p> <p>何か他のところにもありましたよね。家族の絆を強調したような提案が。</p>
事務局	<p>そこは確か、パブリックコメントを出された方が意見交換会でも言われたのがあったと思います。</p>
事務局	<p>1ページのアンケート意見の3番にあったものがそれに該当すると思いますけれども。</p> <p>もちろん、同じような意見が意見交換会会場でもあっています。</p>
部会長	<p>ここら辺も実際に文章を作っていくと、なかなかしっくりとした形で入りにくいところもあると思うんですけれども。</p>
副部会長	<p>どっちもできあがっていますからね。だから、なかなか難しいですよ。</p>

事務局	<p>「郷土愛」というところでは、「大分を愛しています」というような表現も入っていますし、「家族の絆」というところについては、当てはめるとすれば、「次世代に引き継いでいく」というところに該当するのかなど、そういう考え方も出来るのかなというふうには思いますけれども。</p> <p>敢えて「家族の絆」という言葉が必要だということであれば、また話は別になるんですが。ニュアンスとしてはそういうことが含まれていますという回答を用意しているところです。</p>
副部長	<p>やっぱり、「絆」というのは家族だけじゃなくて、地域の絆も随分細くなってきたと思いますしね。それを考えると...</p>
委員	<p>「絆」という言い方をすると難しいけれども、要するに「連帯感」だから、それが表現されていないって言うのは、確かにいくら片手落ちではあるよな。</p> <p>入れるにせよ、他のが煮詰まってくるまで待った方が良いんじゃないかな。これは入れる方向で検討していくということにしておいて、「絆」という言葉を使うかどうかは別にして、おっしゃるとおり...</p>
部長	<p>そういう言葉が出て来たら...</p>
委員	<p>よく、そういう言葉を使っていますよ。しかも、例えば「協働のまちづくり」のときでも、必ず「無縁社会になっているものを、いかに連帯感や絆を取り戻すか」ということを常に言っていますので、それは並行して考えている我々がそのことに無縁であるというわけにはいけないでしょうから、どこかに入れていく必要があるかもしれませんね。</p> <p>入れるとしたら第四段落だと思いますけれども。</p>
部長	<p>そうですね。これは多分、最後まで議論が残る、その最後の方で知恵を出して何とか収めるということになるんじゃないかと思いますけれども。</p>
委員	<p>一応、パブリックコメントに対する回答は事務局案の方向にしておいて、我々は並行して考えましょうよ。</p> <p>その次のパブリックコメントではないけれども、前回、副部長さんから出された意見、「誇り」はどうするかっていう話...。これもやっぱり入れるっていう方向で検討したいな、というのは、やっぱり両方欲しいじゃないか。「郷土愛」の代わりに「俺のまちはこんなに良いところだよ」という気分にさせるのは大事なことだし、それを言えば「郷土愛」だとか「愛国心」みたいところに結び付けなくても、同じ果実を得ることは出来るような気がします。</p> <p>ただ、副部長さんの意見だと10字増えるんですよ。私は増やしたくないので、例えば、「この美しく住みよいまち大分市を愛し、誇りとしています」であれば4字で済みます。そういったことを考える時間があれば、「誇り」も入った方が良くないかなと思いますね。</p> <p>「誇り」と気持ちとしての「連帯感・絆」というのをどこかに入れる方向で</p>

	<p>検討したらどうでしょう。ただ、今すぐ入れてしまって出すと、また「変えろ」とか言われますから、しばらくはこのままにして。</p>
部会長	<p>最後に出せるように用意して。ただ、なんとなく大分市っていうのは、「これが我が市のシンボルだ」というようなことで市民が胸を張って話をするようなものが足りないような気がするんですね。</p>
委員	<p>それがさっきの「赤猫根性」と「小藩分立」に対するマイナスイメージ、自分たちが持っているマイナスイメージにつながっているところもあるでしょうから。</p> <p>むしろ、例え探し出してでも...、大分は、素晴らしいところはたくさんありますから。</p>
部会長	<p>そこら辺が、この自治基本条例を契機にして何かスポットライトが当たるような感じで市民全体が共有出来るようになれば良いと思うんですけどね。</p> <p>そういうことで、最後の最後に良いものを仕上げようということで行きたいと思います。パブリックコメントはそういうところだったですかね。</p>
事務局	<p>次に4ページの子どもの年齢の定義付けのところですね。これは委員の皆さんも、「定義づけは難しいのではないか」ということと、「具体的な年齢等は、個別条例に委ねるべき」というご意見がございましたので、案といたしましては、「これまでも『子ども』の年齢については、検討委員会でも議論がされていますが、この中で、国の法律などにおいても年齢要件が異なることもあり、大分市の最高規範である本条例で定義するよりも、個別具体の条例で規定していくほうが妥当であるとの意見でまとまっているところです。」ということでしょうか。</p>
委員	<p>実は、「子ども条例」が3月議会で上程される方向で、今、最終的な調整をしております。これでは「18歳」という線を出しています。「18歳未満」が子どもという...、そうすると「高校3年生は大人なのか子どもなのか」という議論はあったんです。結果としては「未満とする」ということになりました。</p>
部会長	<p>「『子どもの年齢』は曖昧にしておいても別に構わないじゃないか」と私なんかは思うんですけども。</p>
委員	<p>ええ、だから、結局は個別の条例ということは目的条例ということで、いろいろですからね、喫煙や飲酒ということであれば20歳だし、参政権もそうですから、ただ、地域によっては住民投票条例で18歳以上と規定するところもあります。それは全て目的条例、個別条例ですから問題ない。</p>
部会長	<p>個別で決めたら良いように、いろいろ種類があったって悪くは無いというんですけども、この議論をしている時に、「随分細かいところにこだわっている人が結構いるんだな」と思って、そんなに細かいところにこだわらなくなっ</p>

	て良いじゃないかと思うんだけど。
委員	少なくとも我々はこれに3年近く携わっているけれども、昨日今日、初めて聞いた人にしてみれば、普通の条例と自治基本条例がどう違うのかというのは、なかなかすぐには理解できないでしょうから、しょうがないですね。
部会長	やっぱり普通の条例と同じ目で見ているからですかね。
委員	市民意見交換会の時でも、出て来る話といたら町内の事情の話ばかりでしたから、どうしても細かいところに論議が移りやすいんですよ。
部会長	それぞれの人の生活空間が違いますから、そう簡単に足並みが揃うというわけにはいかないでしょうから...。 これは事務局案のような言い方でよろしいでしょうかね。(はいの声) それでは、これで...
事務局	パブリックコメントは全体に係るものが10ページにございますので、こちらをご覧になっていただきたいと思います。 名称については長すぎるとかですね...
部会長	名称というのは、今の「まちづくり自治基本条例」...
事務局	仮称の「大分市まちづくり自治基本条例」ですね。これにつきましては、「名称は仮称の段階であり、条文の内容が精査され確定されていく中でより適したものになるよう検討してまいります」というような議論が他の部会でもされておりまして、理念部会としても敢えてこれに「違う」というようなことは無いのかなと思います。いかがでしょうか。
部会長	今の段階ではそれで良いという感じですね。だけど、最終的な有力候補というのはあるんですかね。
委員	部会として、名称を受け持った部会は無いですよ。だから、まだそういう検討の段階に入っていないということで良いんじゃないですか。 「この基本条例というのは、どういうカテゴリーに入る条例かと言えば、それは『自治基本条例』ですよ。でもこの名称に関しては、市民にもう一度お諮りして、その時に決めましょう」と、そういうスタンスで。「好きっちゃ大分まちづくり条例」とか、そんなものでも良いと思うんですよ。そのときになって、それが良ければ。 私なんかは、すんなりと「自治基本条例」でも良いと思うけれども、名前にはこだわりのある人もいますし。
部会長	自治についてこだわった発言がありましたね。行政のやる自治と、自治会のやる自治と。



事務局	<p>会場で出た意見ですね、お手元の資料で5ページの(2)。</p>
部会長	<p>ああ、これだ。「自治会で言う『自治』と行政で言う『自治』について定義付けて欲しい。生活圏と自治の範囲を定義付けるべきではないか」、なんとなく「自治」は一般の人にはしっくりこないような感じで出て来ているんですけども、どうなんですかね、「自治」って。</p>
委員	<p>この返事で良いんじゃないですか。日本人が平和な国民である証拠ですよ、「自治」に対して非常にアバウトな認識で。</p>
事務局	<p>「執行機関・議会部会」で、いわゆる自治会で言う自治、地域、校区あるいはそれよりも少し広い地域の自治と大分市全域の自治、そういう使い方についてですね、委員さん方の中にも共通認識が十分になされていないんじゃないかなという...、ここは非常に重要なことであろうということで、委員長自身もですね、全体会の中でこういうふうな意見交換をして、しっかりと「自治」という位置付けを、共通認識を持っていこうという話をされております。</p> <p>ですから、ここでは改めて定義付けをすると、逆にそれが固定観念になってしまうのではないかという言い方をしていますけれども、住民自治、団体自治という言い方をされるんですが、エリア単位でいったときにどうなるのかというイメージがですね、それぞれ違う可能性もありますので、そこら辺をしっかりと共通認識を持ったうえで、改めて最終的にどうするかという判断をしていただいた方が良いのではないかというふうに思っています。</p> <p>事務局としては、「自治」という言葉を定義付けするがために「狭義の自治」という形で捉えられてしまうという危険性があるという解釈の中でしっかりと記した方が適切ではなかろうかという考え方をしております。</p> <p>ただ、自治委員さんからいろいろと意見が出まして、「自分達の自治会の自治はどうなるんだ」という意見も出ましたので、そういった意見も含めてしっかりと委員さん皆さんで整理をしていただきたい、共通認識を持っていただきたいというふうに思っております。</p>
部会長	<p>しかし、ここは議論すると随分難しい議論になりますね。</p>
委員	<p>僕は、「自治会の自治」も「自治体の自治」も全く区別する感覚を持っていません。基本的には一緒だと思います。アウトガバナンス、「自分達のことは自分達で決める」ということの「範囲」の問題だけだと思います。</p> <p>日本には「勝ち取った自治体」というものはありませんけれども、例えば、ブラジルとかアメリカ合衆国とかでは、それこそ自治「会」のレベルから、いろんなものを取り揃えて、州政府に対して「自分たちの郡とか街とかに認める」と言って、運動して基礎自治体になっているケースがたくさんありますからね。</p>
部会長	<p>これも「ちょっと先に行ってから」ということになりますかね。</p>

事務局	この時点では改めて「自治」ということを定義付けをしない方が良いのではなからうかなという形でお示しをさせていただいておりますけれども、これによろしければ、こういう形で...
部会長	はい。それでは...
事務局	次のパブリックコメントの(2)なんですけれども、「なぜ今になって条例が必要なのか」というご意見があります。「今まで自治基本条例が無くて行政運営をしてきたことに不信感を抱くことにつながるか」というご意見がありました。他の部会でも同じような議論があり、「大分市として、今までも市政運営に取り組んできましたが、これまで以上に市民と議会、行政が協働して市政運営に主体的に取り組んでいくには一定のルールが必要になることから、これまでの取組みを明文化していく必要が出てきたことによります」というような議論をしておりますので、理念部会でももっと「こうだ」というものがあればご意見をいただいて、全体会の中でお話をいただきたいと思います。
部会長	この分についてはいかがですか。
委員	この事務局案で良いんじゃないですか。
事務局	パブリックコメントに載せるためには、出来るだけ簡単明瞭に書かないと、見た人がわからないということになりますので、時代背景とかいろいろな要因はありますけれども、「市民と議会と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいく」というような姿勢が、より求められている、必要であるというのが一番根底にあると思いますので...。他にもいろいろあるんですけれども、簡単明瞭に書くのであれば、こういうふうな表現の方がわかりやすいのかなということです。
委員	文章表現上ですね、「大分市として、今までも市政運営に取り組んできましたが」という表現は何か、「それはそうだろう」というか、「こういうことやこういうことにも取り組んできたけれど、これまで以上にこういうことが必要だ」というようなことに文章としてはなると思うので、「今までどういう市政に取り組んできた」というのが一言で言えるものがあれば入れれば良いし、無ければ「これまで以上に」からの文章にしてしまっても良いんじゃないかなというふうに思います。
部会長	言葉がこなれていない感じがするということですかね、それとも、もっと別な...。事実誤認があるという...
委員	いえ、「今までの市政運営」という言葉と「これまで以上の市政運営」という二つの「市政運営」があるわけですから、「今までの市政運営」がどういうものかというのが最初に無いと、「これまでも市民と議会、行政が協働して取り組んできたけれども、それ以上にしないといけないんだ」というふうな...、文章と

	<p>してはなるんじゃないかなと思うので、単に「市政運営に取り組んできた」ということであれば「それはそうだろう」ということにならないかなという...、文章として。</p>
委員	<p>ここに書いてあることでは、要するに「自治基本条例が出来たら何が変わるのか」という答えにはなっていないということだ。委員さんが言っているのは、でも、これ以上の表現っていうのは難しいと思うけれどね、この返事に対しては。</p>
委員	<p>というか、「今までも取り組んできましたが」という一文は無くても良いんじゃないかという、外してしまった方が良いんじゃないかなと。</p>
事務局	<p>文章的にはご指摘のとおりではないかなと思います。ただ、誤解を招かないためにはそこを...</p>
委員	<p>「今まではどうしていたんだ」と言われかねないからな。</p>
委員	<p>取った方がすっきりしないかなと思うんだけど。</p>
事務局	<p>いろいろな意味は含まれているんですけども、ただ、この表現では誤解を招くというような懸念があるということですね。</p>
委員	<p>ここだけを読むとね。</p>
事務局	<p>それでは、ここを削除していただくということで、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>「今までも市政運営に取り組んできましたが、」を外すということだな。それでも文章としてはとおるから、何の問題も無いな。</p>
部会長	<p>「これまで以上に」で同じことを言い尽くしているようなところもありますしね。</p>
委員	<p>ちょっと、この文章と離れましてね、私が自分の後援会だとか自分の周りに「なぜ自治基本条例が必要なのか」という話をするときには、地方分権一括法という法律ができて、機関委任事務から基礎自治体に対する権限が変わったんだと、この二つが自治基本条例を作らなければならない状況を生みましたと...。</p> <p>ではなぜ、地方分権一括法と機関委任事務が廃止されたことによって、自治基本条例が必要かという、これは私の極論で言うと、「市が国と喧嘩をするために必要であり、議会が市長と喧嘩をするために必要であり、市民が行政と喧嘩をするために必要なんですよ」と言っています。まあ、そんなことは答えには書けませんけれどね。</p>
事務局	<p>ご指摘をいただきましたので、削除したものを理念部会の意見として、全体</p>

	<p>会の中で意見をまとめていくという方向でよろしいでしょうか。(はいの声)</p> <p>それでは、全体のパブリックコメントの条例の形式ですね、「小説形式にまとめることで、大分市の誇れる条例になるのではないか」というご意見がありますが、これにつきましては、「形式について、よりわかりやすい表現等がないか、さらに検討していく余地はありますが、条例という以上、その意図するところを正確に伝えるためにも、一定の形式になるのではないかと考えます」、このような表現で理念部会の意見として全体会にお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>「正確に」の前に、「普遍的に」も入れてみないか。つまり、大分市民だけがわかれば良いという話でもないだろう。日本全国の人にもわかってもらわなきゃいけないというときには、一定の形式を取らないとわかってもらえないわね。</p>
部会長	<p>「正確に」の前に入れる…、「普遍的に」を…。</p>
委員	<p>条例文っていうのは、どうしてもある一定の文章形式から逸脱できませんからね。なるべく、その範囲内で一番わかりやすい表現を使うにしても…、そのために、どこでも皆逐条解説を付けるわけだから。</p>
事務局	<p>委員の皆さんが「そうだ」ということであれば、その言葉を付けて全体会に出すような形にしたいのですが、よろしいですか。</p>
部会長	<p>この辺は議論をしても、あまり決め手が無い…。普通の条例の一つのスタイルっていうものがあるんでしょうけれども…。</p>
委員	<p>逆の表現をするならこう言わずに、「条例文として踏まえなければならない形式の範囲内で、最大限、わかりやすい表現を求めてまいりたいと思います」という形だよな。</p>
委員	<p>私は「条例というものはそういうものだ」ということで一致していて…、「小説みたいなものにならないか」という点で言えば、そういうわかりやすいものは条例とは別に、子どもたちにもわかるような、マンガじゃないけれども、そういうのにして、「大分市はこういうものを目指して行こうとしている」とかいうものを作るというのは良いんじゃないかなとは思ってますけれどね。</p> <p>だけど、基本の条例はやっぱり、ここに書いてあるとおり、小説とか物語風にするのはかなり難しいですよ。</p>
部会長	<p>物語というのは、ちょっとですけども、「こういう文章しかないのかな」というのは、ちょっと私は想いがありましてね。条文をずっと調べてみたんですよ。そうしたら、「～するものとする」という使い方が後半にやたらと出てくるんですよ。前の方を見ると「～しなければならない」というのと「～することができる」という言葉遣いが圧倒的に多くて、「～するものとする」というのは、</p>

	<p>後半しかないんです。</p> <p>これは、部会が分かれている、それぞれで口調が違うんですよ。これはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですよ。</p>
法制室	<p>部会長よろしいでしょうか。文末の表現の用法ですけれども、それぞれの条文の規定の強弱の度合いによって使い分けている部分があると思います。部会の皆さん方の議論のスタイルというのも若干あるかと思うんですけれども、必ずしもそれだけではないのかなと。</p> <p>規定の内容によって、あまり「～しなければならない」とは書きにくい内容であれば、「～するものとする」という書き方になるのではないかという事情もございます。</p> <p>それぞれの部会の議論している内容が若干異なりますので、特に後半部分ですと、執行機関に対して、「こうしなさい、ああしなさい」という決め事がありますので、そういうところの既にやっているものも含めまして、「～しなければならない」という言い方をすると、ちょっとニュアンスが強すぎるのではないかなというところもあるのではないかと思います。</p>
部会長	<p>「～しなければならない」というのはあまり使いたくない言葉なんですよ。それから、「～するものとする」というのは日常会話というか日常の文章には出て来ない、全くこういう法律の文章にだけ使われている言葉なものですから、そういうものは使わないで済むものなら使いたくないなという感じなんですよ。</p>
委員	<p>「ことにする」じゃ悪いのかな。「こととする」とか。</p>
部会長	<p>「～する」だけで良いんですよ。</p>
法制室	<p>通常、条文で書くときに、こういう言葉を使って～～するときに、「～するものとする」という言い方、「～しなければならない」という言い方を使い分けるときに、それぞれ慣習的に積み重なっているというのもございますので、ある程度その部分は必ずしも「この強さで解釈をしなければならないんだ」というのが無ければ、そういうふうに～～してもよろしいかとは思いますが。</p>
委員	<p>今、部会長さんがおっしゃっているのは、15条の行政評価で「外部評価を可能な限り公開で行うものとする」のを、「可能な限り公開で行う」で終わっても良いんじゃないかとか、そういうことですね。</p> <p>それとか、16条の行政手続きの「手続を明らかにするものとする」を「手続を明らかにする」で終われないかというそういう趣旨…。</p>
部会長	<p>そうですね、だから、「市長等は、～をしなければならない」というのを言わなければならないのか、「市長等は、～をする」で終わっても別に効果が変わらないのか。私は良くわからないんだけど、簡単な方が良いかと。</p> <p>発生度数を調べたんですよ、事務局からは見えないでしょうけれど、ここに</p>

	<p>「～しなければならない」と「～するものとする」がずらっと並ぶんですよ。で、こちらが条例が前文から始まって、ずっと三十何条まで続くんですけど、見ると非常にいびつな分布なんですよ。</p> <p>だから、これは違う人が作っているから、違った言葉遣いになっていると私は見たんですけども。</p> <p>だから、何もそう勿体をつけなくたって、これから市民の取り組む自治なんだから、市民がのびのびと活動できるように、そういうことを励ますような文体でも悪くないんじゃないかなと。</p> <p>普通の条例とか条文とかは、何かしちやいけないことと、して良いことといういろいろあるから、それをしっかり分けて書くということはあると思うんですけども、この自治基本条例っていうのは、「『自治』なんだから皆さんそれぞれ知恵を出してがんばってくださいよ」と、「前向きに取り組んでくださいよ」というのが趣旨だからね。</p> <p>だから、従来の常識っていうのは無くして、市民の使う言葉でやったら、私は効果があると思うんですけどね。</p>
委員	<p>本来は、言われていることが理想ですね。それはそうですよ、そのために自治基本条例を作っているようなものですよ。今までの常識にこだわる必要は無いんですけども、一方で、事務局が言うように、条例も法律、社会的なルールですので、法律用語として、その中でどのくらいの強さを文章そのものに持たせるかっていうところの使い分けを平文ではなかなかしにくいところがあります。だけど、おっしゃるように、「市長は～する」、「市民は～する」というふうな形でいくことの方が本来あるべき姿ですよ。</p>
部会長	<p>「～しなければならない」というような言葉遣いというのは、やっぱり、それは限定的に考えていった方が良くないんじゃないかなという気がするんです。</p> <p>それから「～するものとする」というのは、全く日常には使われない言い回しですから、これは条例だからそういうのが生きているのかもしれないけれども、それを生かすこと自体が市民にとってどうなんだっていったときに、市民はそんなものどうでも良いわけで…。</p>
委員	<p>部会長がおっしゃったのは、例えば10条で「職員は、～全力を挙げてその職務に専念しなければならない」というところで、「しなきゃならないんだ」とやるのか、「専念する」で「一緒にやろうよ」という意味合いを込めるのかという、そういう関係なんですよ。</p> <p>その辺はちょっと検討してみたら良いのかな。</p>
部会長	<p>今の私の意見は、全くの少数意見ですから、ものになる可能性は極めて薄いけれども、そういう考え方も確認したら…。</p>
委員	<p>理念部会として取りまとめて、全体会に「一回、文章を見直してくれ」と言っても良いんじゃないですか。</p>

事務局	<p>条例としてどの程度の形式...、枠があるんだろうと従来、来たわけです。「こういう表現じゃないと条例には耐えられないだろう」と。この条例は確かに特殊な条例ということがありますので、例えば、「ですます調」で作っている自治体もありますし、そういう意味では、割り切って作っているんだろうとは思いますが、ただ「行う」と「行うものとする」では、やはり、少し意味が違ってくるのかなという気がしますので、やはり変えるのであれば慎重にですね、検討していただかないと...</p>
部会長	<p>それは検討してもらいたいわけですよ。</p>
委員	<p>そういう視点に立ったうえで、それを選択したのであれば、それは固定されるだろうけれども、今までそういう視点に立たずに、これまでの常識だけに囚われてやったとすれば、一度その辺の視点で、「もう一度作った文章を見直してもらえませんか」と、理念部会から他の部会に言っても良いんじゃないですかね。</p>
部会長	<p>私は、そういうことを希望するわけですがけれども、どの程度皆さん考えてもらえるかどうか...</p>
事務局	<p>逆に、意図しない方向に意味が変わってしまうと、逆効果になりますので...</p>
委員	<p>一度、これを取ってみて、「これは重たくなるぞ」とか、「方向変わるぞ」とか、「公務員の自覚が失われるぞ」とか、そういった影響が出るような変え方になるのであれば、それは止めれば良いことであって、全部が全部、部会長がおっしゃるような話にしろっていうことではなくて、「一回その視点に立って、自分たちが考えてきた条文を見てもらえませんか」という声かけをするのは良いんじゃないか。</p> <p>僕たちも、自分たちが預かったところに関しては、その件については一度論議したものを。</p>
部会長	<p>インターネットで調べたら、「～するものとする」という言い方は、完全に法律の世界にしか無いね。</p>
委員	<p>例えば、我々はこの辺で何か決め事をするときに「～することにしましょう」という言い方はしますけれどね。それは、いわゆる話し言葉と文章の言葉との違いであって、言っている意味合いは、「もの」と「こと」はある意味一緒ですから。</p>
部会長	<p>いや、「～するものとする」という言い回しは、かなり特殊ですよ。</p>
委員	<p>まあ特殊なんですよ、文章でしか現れませんから。</p>
事務局	<p>意味合い的にはですね、「する」ということになったときと、「するものとする</p>

委員	<p>る」というのは拘束力がですね、違うというふうに私どもは捉えています。</p> <p>いや、その捉え方はここで論議したんだよ。自分たちが預かっている条文の文章の表現については、今の視点に立って表現して、考えて、今の文章表現になっている、他所にもそれを一回投げかけたらどうかなっていう...</p>
事務局	<p>そういう意味合いで、いったんは法規的な視点に立って整理させていただきますので、改めて、語尾についてそういう表現が良いかどうかというのを、再度全条文を見渡して確認すべきではないかというご意見ですので。</p> <p>正直言いまして、「する」というのと「するものとする」というのは、私の感覚では、「するものとする」というのは、「出来ないものもある、しかし、そういうふうに努める」というふうな意味合いで捉えています。「する」というときには、「しなくてはならない」という話になりますので、そこの拘束条件がいろいろありますよという意味合いで、こういうふうな表現をさせていただいていると私は捉えているんですが、それをもう一度確認すべきじゃないかというご意見であればですね、今のを基に再度全体を見渡して、事務局なりに整理を試みたいと...</p>
委員	<p>課長の言うような理由で、我々はこの間納得したんだよ。自分達でそういう結論を出したんだ。他所の部会は、文章を作った時に語尾について検討をしているんだろうか。</p>
事務局	<p>部会では、了解をいただいたうえで、当然こういう形で整理をさせていただいていますけれども、今、部会長が言われたような、改めてそういうふうな指摘というのはされておりません。ですから、「これでよかろう」という形のご理解をいただいていると思いますが、そういう視点でもう一回見た時にどうかというのは、ポイントになるかもしれませんので...</p>
部会長	<p>私は別にこだわって「どうしても」と強引に議論をするつもりは無いんですけれどもね、「ちょっとおかしいじゃないの」という感じなんです。「～するものとする」というのが後ろの方にばかりあって。全体にまばらにあるのなら「普通の慣用句だな」というように思うけれども。</p>
事務局	<p>先ほど法制室長が申し上げたとおり、いわゆる「行政運営」とかですね、行政サイドがやらなくてはならない事項が、後半の方に集中しています。ですから、「する」となったときには「しなくてはならない」じゃないかとなるんですが、諸条件があって出来ないものもあると、だけれども出来るだけ努めるというもので、「～するものとする」という表現にさせていただいていると私たちは認識しているんですが、そこを改めて、要するに「する」という表現が良いかどうかというのも含めまして、全体を見渡して部会長の方からご指示がありましたので、この部会で全条文を通じてですね、表現について、改めて事務局の方でもう一度見つめなおしていただきたいという指示で...。それでよろしいですか。</p>



部会長	<p>それで結構ですけど、例えば15条でね、「可能な限り公開で行うものとする」としているけれど、今言われたようなことで「～するものとする」というのはそういう含みを持っているんだとすれば、「可能な限り」という言葉は、必要ないですよ。屁理屈を言えば。</p>
事務局	<p>「必要ない」と言われれば、「必要ない」というふうに言いたいところもあるんですけども、「可能な限り」という言葉が持つ行政評価のときの意味合いがですね、ちょっと「あり」なところがあるんですよというのを言いたいというような表現がここにあるんですよ。行政評価というのは何もかもがんじがらめで全部の項目に渡ってこうしなくてはいけないということではなくて、いろいろな条件を加味しながら可能な限りやっていくという、そういうふうに努めなさいよという…。</p>
部会長	<p>「自治基本条例」というのは、うんとファジーで良いと思うんですよ。あまりきちっと決めたようなことにすると、かえって問題が起こるんですよ。</p>
事務局	<p>そういうファジーさを取り払うようなご意見だと思いますので、そういう趣旨で…。</p>
部会長	<p>取り払うんじゃなくて、ファジーにしておこうよ。</p>
委員	<p>限定的にファジーさを取り除けと言っているんじゃないで、文章から受ける印象からファジーさを取り除いてくれと言っているんだよ。 自治基本条例そのものは、ファジーという言い方はおかしいけれど、広範なものを全部取り込める器を持っていないといけないから。そのことは良いんだけど、「～するものとする」という表現でなければ、例えば「原則として」とか、「可能な限り」とか、そういう言葉が必ず付いてきます。それは、文章としてどちらがきれいかという問題もあるんでしょうから…。</p>
委員	<p>「～するものとする」というのは認識としては、「努力する」、それも、「かなり強く努力する」という意味合いなんですよね。今の話を聞いていると。それは市民には改めて難しいとは思いますが、「～するものとする」と「する」がどれくらい違うかというのは、理解できるのかなという…、「『～するものとする』は使わないじゃないか」、「それは努力をするということなんです」とか、そこで議論をしだしそうな気がするなって。 例えば、「公開で行うものとする」であれば、「公開で行うよう努める」とすれば、まだその方が「努力をするんだな」と見た目で納得できるという気もするんだけど。</p>
事務局	<p>「努める」よりも、「～するものとする」の方がおそらく強いと思います。私達の今までの法令等に携わった経験からしますと。ただ、その度合いがどう違うのかと言われたときに、市民の方がわかりにくいというのは現実にあると</p>

	<p>思います。</p> <p>ですから、今いただいたような意見をいただいてですね、再度、こういうような表現が良いかというのは事務局として宿題をいただいたということで整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>そういう視点でご指摘をいただいたっていうのは、今回が初めてかなというふうに思っていますので、正式にですね。</p>
部会長	<p>これは、別に本題とは関係ないところですから、ちょっとそういう見方をしたらどうなるのかということで受け止めていただいたら結構だと思います。</p> <p>ちょっと時間を費やして申し訳なかったですけど、パブリックコメントは終わりですね。</p>
事務局	<p>パブリックコメントは一応事務局の案で理念部会として全体会に諮っていくということでご了解をいただいたということでもあります。全体に係る部分は「普遍的に」を入れたもので良いということによろしいですか。</p>
事務局	<p>代替の案も示されましたけれど、こちらに示させてもらっている案に「普遍的に正確に伝えるために」という形で整理するという方向で良いでしょうか。</p>
委員	<p>どちらかだな。「その意図するところを正確に伝えるためにも」を取るか、使うなら、それに「普遍性」を入れるか。</p>
事務局	<p>「普遍性」とか「普遍的」という言葉を入れても良いんじゃないかなという法制室長の考えもあるようですので、言葉として、付け加えるのは、失礼ですが、差し支えないのかなと思っておりますので、そういうことであれば、ここに「普遍的」というふうな意味合いの言葉を付け加えさせていただいて、この案で全体会にお諮りするという形によろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、パブリックコメントに係る議論が終わったということで、その他の部類になっていくんですけども、委員さんからご指摘がありました。定義のところですね、「協働の定義の『課題解決』という語句は、非常に事務的だ」というご指摘がありました。</p> <p>「課題解決」という言葉を解消するとすればということで修正案、 をご提案いたしております。内容的には同じことになるのではないかと思います。部会として、このままでいくのか、表現を変えて全体会でお話をするのかですね、その辺りの方向性を付けていただければと思います。</p>
委員	<p>僕は「課題解決」の「解決」だけを取れば良いなと簡単に考えていたけれど、修正案を見ると、修正案の が良いな。</p>
委員	<p>私も今の委員さんと同じで、「解決」が無ければ、それをもって簡単に一言で終わると思っていて…。の方が…。</p>

部会長	「課題解決」という言葉はあまり普段見慣れないような感じがするんですけども、やっぱり「課題解決」と言うんでしょうか。
委員	私もそう思って、「課題解決」とって…。
部会長	「課題に取り組む」で別におかしくないと思うんですけども。「協働」の定義として「課題解決」…。
事務局	先日いただいたご意見というのが、「課題解決」と言うと、ちょっと受身のよ うな、そういう受け取られ方をするのかと、そういう意味で言われたのかな という気がしたんですけども、であれば、少しでも前向きな表現をすれば、 例えばこういう手もありますという意味で提案をしたということですけども。
委員	ただ、理屈を言わせてもらおうと、「協働」という言葉を英訳する場合には「コ プロダクション (co-production)」を使うんだな。で、取り組みそのものを行 うのは、「コオペレーション (cooperation)」で、コオペレーションの場合には 「協力」という別の日本語を当てはめているんだな。 そうすると、将来的にこの条例を英訳しなきゃいけない時が来たら、どうす るかという話が出て来るな。 「コプロダクション」というのは、何か目標に向かってやって、それを仕上 げる、し遂げるといふところまで行くことでコプロダクションだからな。それ で「課題解決」ということだったんだろうけれど、まあ、課題を解決するた めに取り組むのも、課題に取り組むのも…、課題に取り組めばその結果として解 決するわけだから…。 修正案の2で良いんじゃないかな。これはどう見ても「コオペレーション」 の方の説明と何も変わらないような気がするけれども、将来に問題を残しても …、が一番わかりやすいんじゃないかな。 「目標」を課題に替えるのは の。
事務局	おそらく、委員さんが言われたのは、「課題」という言葉をどういうふうに捉 えるかという、そのところになるんじゃないかと思うんですね。
委員	逆に「解決」の方。
事務局	「課題」というのは、基本的に「解決」するためにあるんですけども、い わゆる「課題」という言葉と「解決」という言葉が、市民から見たときにちょ っと重くのしかかって来るみたいな、そういうふうに見えるのかと思うん ですね。
委員	どちらかと言うとね、「一丁上がり」というか、「はい、終わりましたよ」と いうようなニュアンス、作っていくというニュアンスじゃなくて、片付けてい くというようなニュアンスに思えたので、だから「事務的」という言葉になっ

	<p>ているんだけども。</p> <p>それで、作り上げていくという言葉に替えた方が「協働」という言葉が生きるんじゃないかなという、そういう想いで言ったんですけども。</p>
事務局	<p>案ではそこら辺を少しやわらかく、広範囲に「協働」というのを「市民と一緒に取り組んでいきますよ」というイメージで、二つの案を示させていただいているんですけども…。</p>
委員	<p>私は で良いんじゃないかと思うんですけどね。</p>
事務局	<p>他の委員さん方はいかがでしょうか。今、二人の委員さんが で良いんじゃないかというお話がございましたけれども。</p>
部会長	<p>修正案 だと、「共通の目標に向けた取り組みを行う」というのが随分長い言葉で、その割には何か市民が「やってやろう」という感じになる…、火付け役になるのかな、ならないのかなと思って、今、考えていたんですけど。</p>
委員	<p>意気込みならそうですね、 の方が意気込みがあるな。</p>
部会長	<p>「共通の課題に取り組む」で良いんじゃないかなと思うんですがね、どうでしょう。</p>
委員	<p>「解決」を取るだけで。</p>
部会長	<p>はい、「解決」を入れずに、「共通の課題に取り組む」で。</p>
委員	<p>僕はそれでも良いです。</p>
委員	<p>私もそれはそれで良いです。それの方がすっきりすると言えばすっきりする。</p>
部会長	<p>「解決」しないまま、「課題」のままでいつまでもあるようじゃ困るよということにならなければ良いけれど。</p> <p>これはもう、さらっと行った方が良いような気がするんですね。</p>
委員	<p>私はそれで結構です。</p>
部会長	<p>これでどうですか。さらりに行く…。</p>
事務局	<p>さらりに行くというのは…。</p>
委員	<p>「解決」という2字だけ取る。</p>
部会長	<p>「解決」を取って、「手を取り合って共通の課題に取り組むことをいう」、取</p>

委員	<p>り組む相手は課題であって、「解決」ではない。「解決」は結果である。理屈を付ければそういうことになる。</p> <p>それで条文として良ければそれで良い。</p>
事務局	<p>どちらにしてもですね、こういった意見がある中で、理念部会でもう一度話をしてみて、「課題に取り組む」ということですがどうでしょうかと、最終的には全体のご意見の中で決まっていくことだと思いますので、次回の会議で内部で議論した結果、「解決」を取りましたということ全体に提案するということがよろしいですか。(はいの声)</p> <p>それでは次に移らせていただきます。次は基本理念と基本原則の部分であります、「人権」に係る表現ということでありまして、ちょっと重たいので、付随して、「市民総参加の原則」の中で、「個性や能力が活かされる」という表現であっても良いのではないかというのが8ページにあるんですが、事務局で考えてみた修正案、 、 というふうに書いておりますが、こちらをご覧ください。</p> <p>修正案として、「全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加し、その個性や能力が活かされること」としてあります。こういったことで良いのではないかという委員さんのご意見もあったのですが、作ってみて、市民参加の原則という中で、「個性や能力が活かされること」が述語になると、「原則」として「市民が皆参加するんだ」という趣旨だったと思うのですが、述語がこうなりますと、原則の捉え方の趣旨に合わなくなるように感じましたので、修正案、 を作ってみました。</p> <p>「まちづくりに参加できる機会を有すること」を述語として、「個性や能力等を活かす」ということを入れたもの、また、「個性」を省いたものを作ってもみたのですが、もともと「性別、年齢等を問わず」というところの中で、「全ての人は差別されないんだ」という人権的なニュアンスがあったものと思います。</p> <p>そうなりますと、担当者としては「個性や能力」まで言うと踏み込みすぎではないかと受け止めましたので、逐条解説等の中で「全ての市民が性別、年齢、その他、いろんな要素で差別されることなくまちづくりに参加できる機会を持っている」ということを示した原則であるということをお話しすれば耐え得るのではないかと考えました。要は現状で逐条解説で説明すれば足りるのではないかとご提案なのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	これは職員意見だったんだけど、その調整は出来ているのかな。
事務局	そこまではまだ出来ておりません。
委員	条文に何らかの形で活かして欲しいというのが現場の意見だったよね。それが逐条解説と条文とではレベルが違うだろう。
事務局	ただ、この「個性や能力が活かされること」というのが出たのが、「市民総参加の原則」と「協働の原則」が似通っているという指摘の中で、であれば「総

	<p>参加の原則」を変えたらということでしたので…。若干、委員の皆さんが検討して来たストーリーと違ってしまうのかなと思ひまして。</p> <p>「原則」は、紆余曲折はありましたが、市民の参加がまず大前提である、そのためには皆で同じ情報を持っていなければいけないんだ、そしてまちづくりに取り組むには協働というスタイルでいくなだというところで委員の皆さんの中で原則が落ち着いたと受け止めておりますので、こちらについてはここまで踏み込まなくて良いのではないかと思ひまして。</p>
委員	<p>僕もそう思うんだけどね。それで良いのかな。</p>
事務局	<p>一番のポイントは「人権の尊重」というところなんですけれども、ここをどうするかというのが今の一番大きな課題になっています。</p>
委員	<p>それで、前回、この辺で折り合おうよという話だったんだけど。これではまた原案に戻るから折り合えなくなるよ。僕たちはむしろ、原案の方がシンプルで、それで全部言い得ていると思っているけれども、それについてこういう付帯意見を付けてきたんだから。全然無視して良いのかな。逐条解説できちっと丁寧に説明すると言ってもね、それで良ければ僕たちは、僕は良いけれど。</p>
事務局	<p>「人権」のところと併せて話をさせていただいた方が良いのではないかと思ひますので、ここの原則のところだけ見ますと、「個性や能力を活かす」という話になると、市民総参加という根本的なものが違うなという感じがするですよ。とすれば、「人権の尊重」というのと併せて整理をする必要があるなという…。で、「『人権の尊重』が一番重たいので後に」とは言いましたけれども、一緒に説明をさせていただいて。</p>
委員	<p>むしろ、「個性や能力を活かす」という言葉までだったら、まあ僕たちも納得できるなというレベルだからね。</p>
事務局	<p>「基本理念」と「基本原則」の中で「人権の尊重」の視点というものを入れられるのか入れられないのかというのを内部で考えてみたのですが、まず「基本理念」に入れられないかというところで7ページなんですけれども、委員の皆さんの意見の中では、「『人権の視点』はあって良い」というのが一つ、「『人権』という言い方では多様すぎて収まりがつかないかもしれない」というもの、「理念に入れるよりも原則に入れた方が良いのではないか」というご意見が出たところだと思ひます。</p> <p>それで、「理念」に入れた場合ということで修正案、 を作ってみたのですが、もともとの「幸せな暮らし」ということを話した中に、副部長さんもおっしゃいました、福祉的な意味合いということをお話しされていました。そういった意味では個々人の「個人の尊厳」が尊重されているという前提の中で「幸せな暮らし」というようなお話ではなかったかと思ひまして、そういった前提を考えますと、あまり「人権」という言葉を入れると、基本理念を一文で作っているところもありますので、若干きつくなるなというのが正直ありま</p>

した。

修正案 は、やわらかい言い方で「市民一人ひとりが尊重される」という言い方、 は「人権が尊重され」というのを入れてみたのですが、今までの理念のイメージと異なってしまうなという...、 では条文に反映しないという考え方を、次に原則に入れたらどうなるかということで、9ページをご覧ください。

先ほど、「性別、年齢等を問わず」という中で、もともとその中に人権の尊重、差別をされないというニュアンスが入っていることから、その前段に、「個人として尊重され」であるとか、「基本的人権の尊重の下」であるとか、「等しく人権を保障され」であるとか、こういったものを入れるとどうなるかなということも内部で話をしました。

結果として、9ページに意見を書いているんですけども、もともと「自治基本条例」とは、市民・議会・市長等の協働による大分市の自治の仕組み、ルールを作る、そのルールについて定める大分市の最高規範としての条例であると。「人権」というのは当然ベースとしてあるんですけども、そのルールを作るということで検討されて来ていることから、ベースである「人権」を表に出すと、「条例の趣旨」に対して唐突な印象や違和感を受けるといったことが出てくると。

理念部会での議論においては、「基本理念」、「基本原則」にとどまらず、前文についてもそういったイメージがあっていいと思いましたが、間接的な「人権尊重の考え」の表現をすることによって、あまり喧嘩をすることなく並存出来ていたのではないかという感じを受けております。

このため、今回の指摘事項の「人権」の表現を条文に反映させようとする、文章のつながりが悪くなったり、前述のような唐突なイメージが出てきたりするということにつながると思われま。

このようなことから、逐条解説で「人権の視点」を謳うか、別に一条(一項)設けて「人権」を謳うことを検討の方が合理的ではないかなということで、委員の皆さんに、ご意見をお伺いしたいのが、「人権」を入れるべきなのか、であるならば、他のところに入れられるのかということについてご意見をいただければと思います。

事務局

前回の部会の中で預からせていただきたいという話をしてですね、こういう形で話をさせていただくというのも心苦しいのですが、内部でもまだ十分な意思統一というものが出来ておりません。

というのは、他の自治体で「人権」という言葉を入れている自治基本条例は確かにあります。ありますけれども、状況的に作り方が若干違うという中での条例になっています。

大分市の中に当てはめたときに、「前文」に入れるべきなのか、「理念」、「原則」に入れるべきなのか、他の条文をさわって入れるべきなのか、それとも一条加えるべきなのかというところの意思統一が出来ておりません。

ですから、端的に申し上げるならば、十分議論をする時間が足りませんでしたので、もう一度整理をする時間をいただきたいなと。そうして、改めて事務局としての考え方をお示しさせていただきたいなというふうに思っております。

	<p>す。いかがでしょうか。</p> <p>今ここで、どこに入れたら良いか、どうすれば良いかとお諮りしてもですね、預らせていただいた立場からして、それは酷な面があるなという気もしておりますので、もう少し時間をいただいて、ここは内部的な意思統一も、当然、人権を担当している部局との意思統一も必要になってきますので、また私どもの考え方をお示しさせていただければと考えております。</p>
部会長	<p>どうでしょうか。</p>
委員	<p>前回、私が言ったのは、自分の考え方としては、憲法に基本的人権が保証されている以上、我々の自治基本条例にそれを盛り込む必要は無いけれども、同じ市役所の職員として、仲間が窮地にあるのであれば、それに対して何らかの配慮はするべきじゃないかと言ったのであって、文章を変えることについては消極的に、「事務局に任せるわ」ということだったんだから...、任せます。</p>
事務局	<p>ずっと内部で意見交換した中では、やはり「人権の尊重」という言葉が非常に重たいんですね。</p> <p>言葉が重たいので、入れ間違ふとそこが浮き出してしまうという、そういう怖さが一面ありますので、その言葉が際立って出過ぎないようにするにはどうすれば良いか。</p> <p>当然、「人権の尊重」という趣旨は、全条文の中に込められているというのは私達の中にあるんですけれども、かといって、どういう入れ方をすれば良いかっていうのがまだ、一番ベストな考え方...、内部調整も当然、出来ておりません。もう少し法制室とも協議をさせていただきながら、また案という形でお示しさせていただいて、ご意見をいただいきたいと考えております。</p>
部会長	<p>私の考え方からすれば、今、時間をかけて、もうちょっと内部調整も含めてやっていただいた方が、いろんな面で良くなるだろうなと思うんですが。</p> <p>「人権」をこの条例に乗せるテーブルクロスみたいなものに思えば、それで良いと思うんですが、テーブルクロスが料理になったみたいな形で目立ってくるのは、ちょっと違うという感じがするんですね。</p> <p>今から市民に呼びかけて、「一緒にやろうよ」とか、「皆で知恵を出し合おうよ」とか「汗と力を出せばまちが良くなるよ」とか、そういうことを前向きにやっていくときに、それだけがしっくりしない形で入っているというのは...</p>
事務局	<p>根底には当然、「人権の尊重」というのは流れているんですけれど、他部局の「人権の尊重」という言葉をどこかに盛り込んでほしいという気持ちも、ものすごく良くわかります。</p> <p>どういう形で入れ込んでいくのか、入れる方向でやっぱり、私達はまず検討しなければいけないのではないかという気がしておりますけれども、どういうやり方が一番良いのかなというのは、ちょっと今はまだ整理が出来ていない状況です。今一度お時間をいただいて...</p>



部会長	はい。現場が逐条解説で良いと言ってくれば、それで良いし。
事務局	原課との調整も出来ておりませんので、調整をある程度しながら、委員の皆さん方のご意見をお聞きして全体会にお示し出来たらと思っております。
委員	出来たら、たたき台の中にでも「前文」に入れたらどうなるかというのも一回検討してみてくださいないかな。
事務局	それはあります。視点として、確かに前文に入っているところがあるんです。
委員	「前文」ならば、だいたいイメージが…。人権の点でも「市民一人ひとりが尊重され」みたいな…。
事務局	「人権の尊重」という言葉と、「基本的人権」とか、「一人ひとりが尊重され」とかというお話がありましたけれども、そういう言葉をどういう形で入れていけば良いのかというのを…、非常に重たい言葉でありますので、慎重に対応しないといけないかなと。
部会長	従来、「人権」とかいう言葉とか、その他いろいろそういうデリケートな言葉ってというのが、対立軸が何らかの形であって、その対立を解くとか、対立をプラスの形でまとめていくとかいう議論になっていくわけですけども、ここではそういうものの、もう一つ上の足場として先に伸びていくものがこの自治基本条例だと思うので、対立軸でもないのにそういうものを丁寧すぎるくらいに書き込むというのは、少し難しいのかなという気がするんですよ。
事務局	根底には当然、「基本的人権の尊重」というのが憲法にもありますように、自治の最高規範である「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」にもその趣旨をおさえるというのはおかしくないというか自然なことだと思いますが、言葉の入れ方というか、「自治」を主体とした条例を作っている中ですね、どういう入れ込み方が良いのかというのが、まだ整理が出来ておりませんので、繰り返しになりますが、もう少し時間をいただいて、整理をさせていただいて、「『理念』、『原則』等に入れるべきだ」という整理をするときには、またお諮りさせていただきますし、また「別のところに入れるべきだ」ということになれば、また併せて他の部会にも議論をいただきながら、最終的には、どちらにしても、全体会の中で結論を出していただきたいと思っております。
部会長	はい。
委員	現場と話すときに、「人権」あるいは人権という言葉に相当する別の言葉をどうしても使わなければならないのか、あるいは「隣人の尊厳を」とかいうような形でも良いのかも踏まえて確認して。あまり生の言葉を使うのはどうかなと思う。それが逐条解説でも。

事務局	<p>そういう視点でも協議をさせていただきたいと思います。</p> <p>預らせていただいたという形で大変申し訳ないのですが、十分な協議の時間が取れていませんので、お詫び申し上げて、もう少し時間をいただきたいと思います。</p>
部会長	<p>もうちょっと内部の調整を。</p> <p>やっぱり文章の与える印象というのが案ごとに違ってくると思いますから、その中のどれを選ぶかということも含めて、検討していただかないといけないかなと思いますけれどね。</p>
事務局	<p>いただいた意見を含めてですね。</p>
副部会長	<p>ちょっと聞くんですけれどね、他市町村も「人権」に対して自治基本条例の中で気を使っているんですか。</p>
事務局	<p>正直なところ、どこまでどのように気を使っているかというのはわかりません。ただ、「人権の尊重」という言葉をですね、入れている自治基本条例もあるという実態を見ますと、それぞれの都市の状況があるんだなというのはわかります。</p> <p>都市の歴史というか、そういうものに左右されてくるのではないかなとも思います。</p>
部会長	<p>さて、それでは先に進みましょうか。</p>
事務局	<p>本日、ご意見をいただく、あるいは方向性をいただくところは終わりましたので、念押しをいただくということで、以前議論をいただいた分について、順に確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1ページです。前文に制定の経緯を盛り込めないかというところですが、委員の皆さんのご意見では、「意見の中に総合計画の都市像が入っているが、これは謳わない方が良い」とか、「意見の内容は後の条文を整理しているように見える」とかですね、「逐条解説でこの条例が制定された経緯が謳われれば良い」ということで、スタイルとしては、「現状の前文のままで良い」ということであつたと思います。</p> <p>次にアンケート意見にありました、「前文に家族の絆、愛国心」につきましては、委員の皆さんのご意見は「意見の内容は前文の中で表現されている」、「絆」という言葉に対しては、本日の議論にもありましたけれども、「言葉を替えるなりして入れられないか」というご意見がありました。これについては今後も考えていくということでございますが、アンケートに対する考え方としては、「条例として反映させるのは難しいので、現状の前文のまま」、ただし、今後とも検討していくというのは、本日ご意見をいただいたということでした。</p> <p>次に3ページの目的でございますが、「地域の連帯感を生み出すことが条例の目的の一つではないか」という指摘ですけれども、「この条例は、市民と議会、行政が協働して大分市のまちづくりに取り組むことを定める条例であり、この</p>

	<p>取り組みが進められることによって、地域の連帯感の醸成もなされていくものであり、大きな意味で質問の内容も含まれているものと考えている」ということで、「現状の目的のままで良い」というご意見だったと思います。</p>
委員	<p>確認させて欲しいんだけど、「前文」によしんば「連帯」や「絆」というようなニュアンスが入ったとしても、ここは影響は受けないということで良いんじゃないかと思います。</p>
事務局	<p>はい。では、5番目の「自治会で言う『自治』と行政で言う『自治』についての定義付け」ですが、先ほど課長から申し上げましたとおり、こここのところで定義付けをしてしまうと、かえって狭義の「自治」になってしまうかもしれない、ただ、逐条解説等の中ではある程度整理をしていく必要があるのではないかということのお話でございました。今のところ条文上では「定義付けを行わない」ということでございました。</p> <p>次に「基本理念の『幸せな暮らし』の定義」につきましては、「『幸せな暮らしの』のイメージは個々人で異なる」ということから、「むしろ定義付けをしないほうが良い」というご意見もあり、「条文上では定義付けを行わない」という整理になっております。</p> <p>それから、(4)「住民」、(5)「職員」、(6)「最高規範性」の定義付けにつきましては、委員さんのご意見では「敢えて定義をするところまではいかない」というご意見だったと思います。</p>
部会長	<p>「市民」と「住民」を混同している意見が出てなかったですかね。</p>
事務局	<p>「市民」と「住民」というのは、こちらの議論でもありましたし、他の部会でもございましたが、基本的に「市民」は「大分市のまちづくりをするときに協力し合う」ということで広く取りましたよね。「住民」というのは議会の項目であるとか、住民投票のところでもありますけれども、あくまで大分市に住む人ということで、そういった整理で定義までしなくて良いんだということであったと思います。</p>
部会長	<p>ただ、実際に意見としてそういうのがあって、「誤解しているな」とか思ったような…。</p>
事務局	<p>今、言われているのは、「住民の定義が必要ではないか」という意見の中に、「定義をするまでもなく市内に住所を有する者と考えるのか」というような意見があったのですが、そのことでしょうか。</p>
委員	<p>「住民」という言葉もさっきの「子ども」の場合と一緒に、目的条例によって変化します。</p>
部会長	<p>では、それで良いですね。先に進んでください。</p>

事務局	<p>それでは7ページですけれども、「条文中に『豊かな心の醸成』を入れて欲しい」ということがありましたが、ご意見の中に「『心』が条文に入るのはいかなものか」というのがございました。「前文であれば良いけれど」という事でもございましたので、「条文上にはこの表現は反映しない」ということであつたと思ひます。</p> <p>後は先ほど預からせていただきました「人権」のところですので、皆さんの意見をいただいたところは、このような形で整理をさせていただいております。</p> <p>ということで、本日の内容はだいたい整理がついたというふうに思ひます。</p>
部会長	<p>これで市民意見交換会のパブリックコメントなんかに対する答えは一応整つたと考えて良いですね。</p>
事務局	<p>はい、今の整理をさせていただいたもので、今度全体会の中で「理念部会としてはこうでした」というところで意見を言うことになろうかと思ひます。</p> <p>また、今日の議論を受けて、こういったことでよろしいでしょうかというものは部会長さんにお渡ししたいと思ひます。</p>
部会長	<p>後、その後の部会で検討をされておられるでしょうけれども、その中で何か今の段階で考えなくても良いような程度と考えると良いでしょうか。</p>
事務局	<p>他の部会でも部会ごとの課題というものを考えておひまして、全体に係る部分は各部会も考えておひますので、今度全体会を行う際には、全体に係るところは各部会から同じような意見が出て来ると思ひます。</p> <p>それぞれの部会に該当する意見のところは、それぞれの部会の意見を言つたうえで皆さんの意見をいただくという流れになろうかなと思ひます。</p> <p>最低でも、この「報告4」のパブリックコメントの分だけは次の全体会で一定のご意見の集約をいただいて市民の方にお答えするような流れを考えておひますので、時間があれば他の報告の意見を議論するというところもあろうかと思ひます。</p>
部会長	<p>はい、わかりました。</p>
事務局	<p>基本的には、理念部会にもかぶる全体に係る件については、他の部会も方向性としては同じだと思ひます。</p>
事務局	<p>微妙な言葉の言い回しは別にしても、他の部会の皆さんもいただいた意見等に対する考え方は事務局からお示しさせていただいて、大方そういう方向でよからうということで、ほぼ、歩調は整つておひます。</p> <p>それぞれの部会でご議論いただいたものをまた全体会で調整していただくということになろうかと思ひます。</p>
部会長	<p>はい、わかりました。それでは、これで今日の部会を終わりたいと思ひます。</p>